

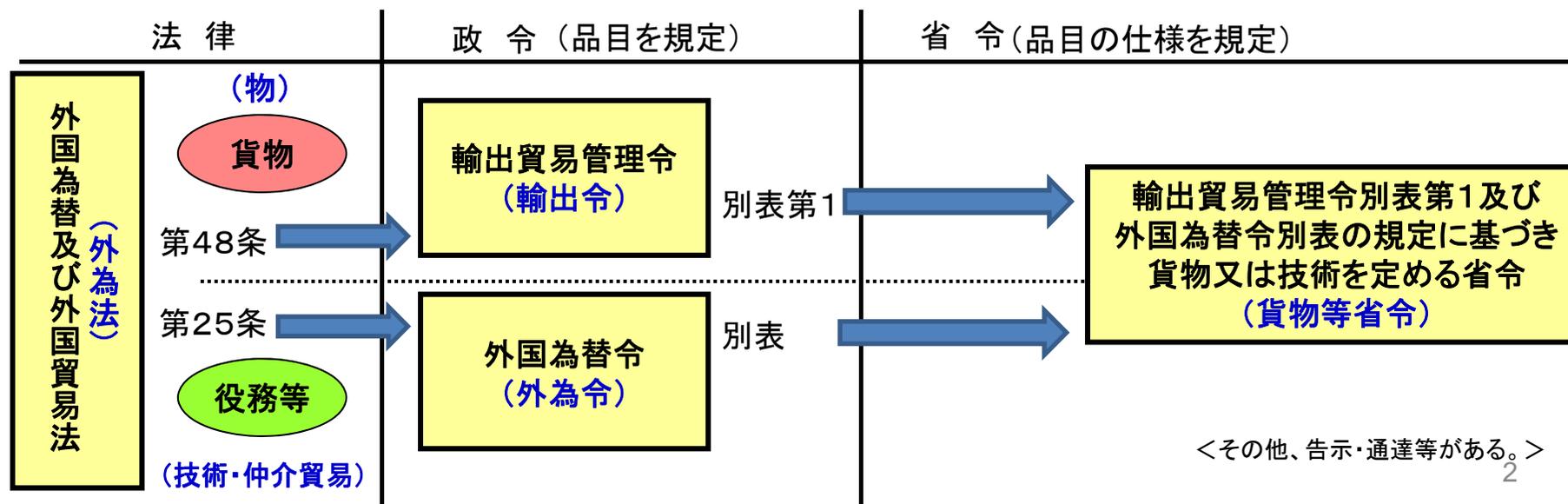
安全保障貿易管理関連法規の 改正について

2015年8月

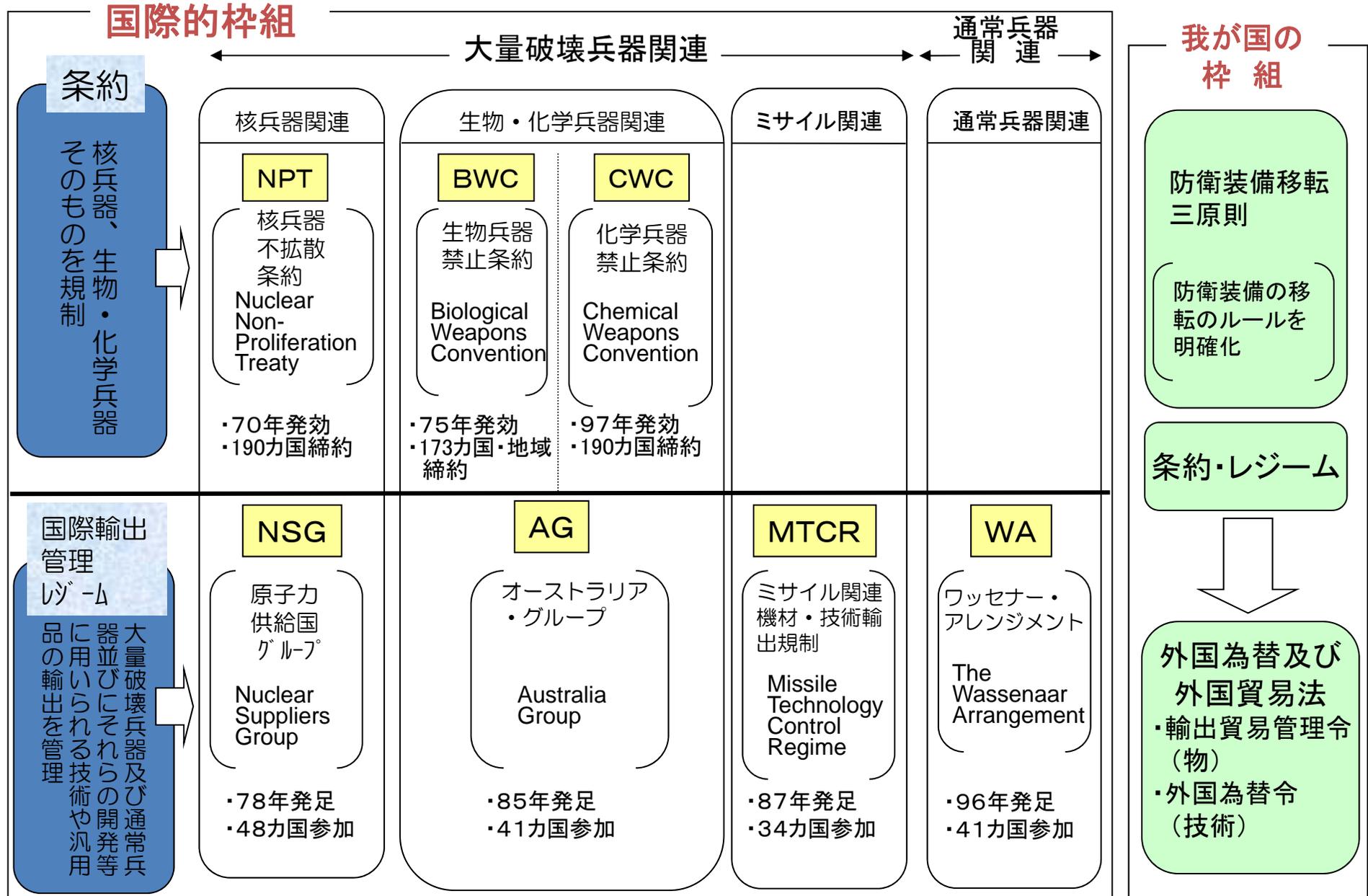
経済産業省 貿易管理部
安全保障貿易管理課

安全保障貿易管理制度の概要と改正趣旨

- 大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止等の観点から、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合において、安全保障のために輸出規制等をすべき対象品目が合意されている。
- 我が国においては、当該合意に基づき、政令で規制対象品目を規定。
各国際輸出管理レジームの合意を担保するために、規制対象品目やその仕様を定める関係政令・省令等の所要の改正を毎年行っている。法令構造は下記のとおり。
- なお、今回の改正においては、各国際輸出管理レジームにおける昨年の合意を受けて、政令（輸出令及び外為令）及び関連省令・告示・通達の改正を行うことにより、輸出規制等の対象となる品目の追加・削除等を行う。また、併せて、その他所要の改正も行う。



国際輸出管理レジームの概要



輸出令別表第1・外為令別表の項番とレジームの対応関係

項	国際輸出管理レジーム		規制品目		
1	WA(ワッセナー・アレンジメント) 等				
2	大量破壊兵器関連	NSG(原子力供給国会合)	NSGパート1 NSGパート2	原子力専用品 原子力用途以外にも使用できる汎用品	
3		AG(オーストラリアグループ)	化学兵器の原料となる物質及び製造装置		
3の2			生物兵器の原料となる微生物、毒素及び製造装置		
4		MTCR(ミサイル関連貨物技術輸出規制)	ミサイル・ロケット及び製造装置		
5	通常兵器関連	WA(ワッセナー・アレンジメント)	カテゴリー1	先端材料	
6			カテゴリー2	材料加工	
7			カテゴリー3	エレクトロニクス	
8			カテゴリー4	コンピュータ	
9			カテゴリー5	通信機器	
10			カテゴリー6	センサー／レーザー	
11			カテゴリー7	航法装置	
12			カテゴリー8	海洋関連装置	
13			カテゴリー9	推進装置	
14			軍需品リスト	(1項に該当するものを除く)	
15					機微な品目
16			キャッチオール規制		

改正のポイント

リスト規制品目の改正等(政令)

<リスト品目>

(輸出令別表第1)

- 推進薬の制御装置に用いられるガスタービンの追加
- チタンのほう化物又はセラミックの半製品等の規定内容の変更
- 信号発生器の規定内容の変更
- 潜水艇等の船舶の規定内容の変更
- 人工衛星等の制御等のために必要な装置で地上に設置されるものの追加

(外為令別表)

- セラミック等の設計等に係る技術の規定内容の変更
- 芳香族ポリアミド繊維の製造に係る規定の削除